

小委員会交渉で当局回答 夏期手当、2.3月分を6月30日支給

市労連は、6月11日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、夏期手当について一般の職員及び会計年度任用職員は2.3月分、再任用職員は1.2月分を6月30日に一括支給することを回答しました。交渉終了後、市労連は企画調査部会を開催し、夏期手当の回答については提案どおり了承することとしました。

当局 平素より皆さま方には、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さる5月19日に、今年度の夏期手当についてのご要求をいただきました。この間、内部で検討を重ねてまいりましたので、ただ今よりお答えさせていただきます。

ご要求をお受けした際にも申し上げましたとおり、本市において、厳しい財政状況が継

続していますが、夏期手当につきましては、条例どおり、一般の職員及び会計年度任用職員については2.3月分を、再任用職員については1.2月分を、ご要求どおり6月30日に一括支給させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

市労連 夏期手当の回答については、持ち帰り協議する。

【参考資料】 令和7年度夏期手当(期末・勤勉手当)の支給月数について

(一般の職員・一般任期付職員)

- ・期末手当：1.25月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおりに支給

＜係長級職員＞

＜担当者＞

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.3月
区分Ⅱ	1.2月
区分Ⅲ	1.045月
区分Ⅳ	0.895月
区分Ⅴ	0.795月

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.15月
区分Ⅱ	1.05月
区分Ⅲ	0.95月

※労務職給料表5級職員含む

(任期付職員(一般任期付職員を除く)・会計年度任用職員)

- ・期末手当：1.25月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおりに支給

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.05月
区分Ⅱ	0.95月

(再任用職員)

- ・期末手当：0.7月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおりに支給

＜係長級職員＞

＜担当者＞

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	0.5月
区分Ⅱ	0.42月

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	0.5月
区分Ⅱ	0.445月

